

# 第1章



## 第2次札幌市環境基本計画の位置づけ・計画期間

### 1. 位置づけ

札幌市環境基本計画は、1995（平成7）年に制定した「札幌市環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1998（平成10）年7月に策定しました（2005（平成17）年に一度改定）。

計画改定からおおよそ10年が経過し、計画期間が2017（平成29）年度で終了することから、本市におけるこれまでの環境問題に関する社会情勢の変化に対応するとともに、本市及び地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「第2次札幌市環境基本計画」を策定することとしました。

#### <札幌市環境基本条例(抄)>

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

### 2. 計画期間

本計画における計画期間は、近年の社会情勢の変化や国の地球温暖化対策計画、本市の温暖化対策推進計画における目標年度などを踏まえ、以下のとおり設定します。

**<計画期間> 2018(平成30)年度から2030(平成42)年度まで**

なお、環境施策は長期的な展望をもって取り組む必要があることから、本計画では、2050（平成62）年頃のあるべき姿を将来像として設定し、その実現に向けた2030（平成42）年の姿（長期的な目標）と施策の方向を示します。

### 3. 計画の役割と範囲

本計画は、札幌市の環境施策の基本となるものであり、市民・事業者・行政等の各主体がともに連携しながら一体となって環境保全対策に取り組むための共通認識を示すものです。

昨今の環境問題は複雑化、多様化していることから、これまでのように特定の分野の環境対策を個別に進めるのではなく、横断的な視点や、環境保全対策による相乗的な効果（マルチベネフィット<sup>1</sup>）の観点を持ちながら、総合的に進めていく必要があります。

こうした観点も持ちながら、本計画では、札幌市におけるまちづくりの最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で定める方針や、札幌市環境基本条例第7条で定める施策の策定等に係る基本方針を踏まえ、本市における環境保全に関する長期的な目標と施策の方向を定めます。

1：【マルチベネフィット】環境対策に伴って発生する付随的な便益。例えば、積雪寒冷地にも対応した高断熱・高气密の住宅が普及することで、冬季の暖房エネルギーの削減とともに、住宅関連産業の発展や、室温の安定による血圧の増減の緩和などにも繋がる。

## 4. 計画の体系と関連条例・計画等との関係

本計画は、2008（平成20）年に世界に誇れる環境都市を目指し、「環境首都・札幌」を宣言した趣旨や、札幌市環境審議会や市民意見等を踏まえ、新たに2050年のあるべき姿を「将来像」として設定しました。

また、この将来像を実現するための5つの柱を設定し、将来像の実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と「施策の方向」を示しています。

本計画は条例に定めるとおり、環境の保全に関する長期的な目標や施策の方向を示すものであることから、具体的な施策や事業については、関連する個別計画で推進を図っていくこととし、各関連個別計画においては、本計画で定める目標や施策の方向性を踏まえて施策や事業内容を検討することとします。

なお、第1次計画における目標達成状況については、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量など、一部今後も積極的に取り組まなければならない分野もありますが、概ね達成しています（詳細や総括は資料編に記載）。

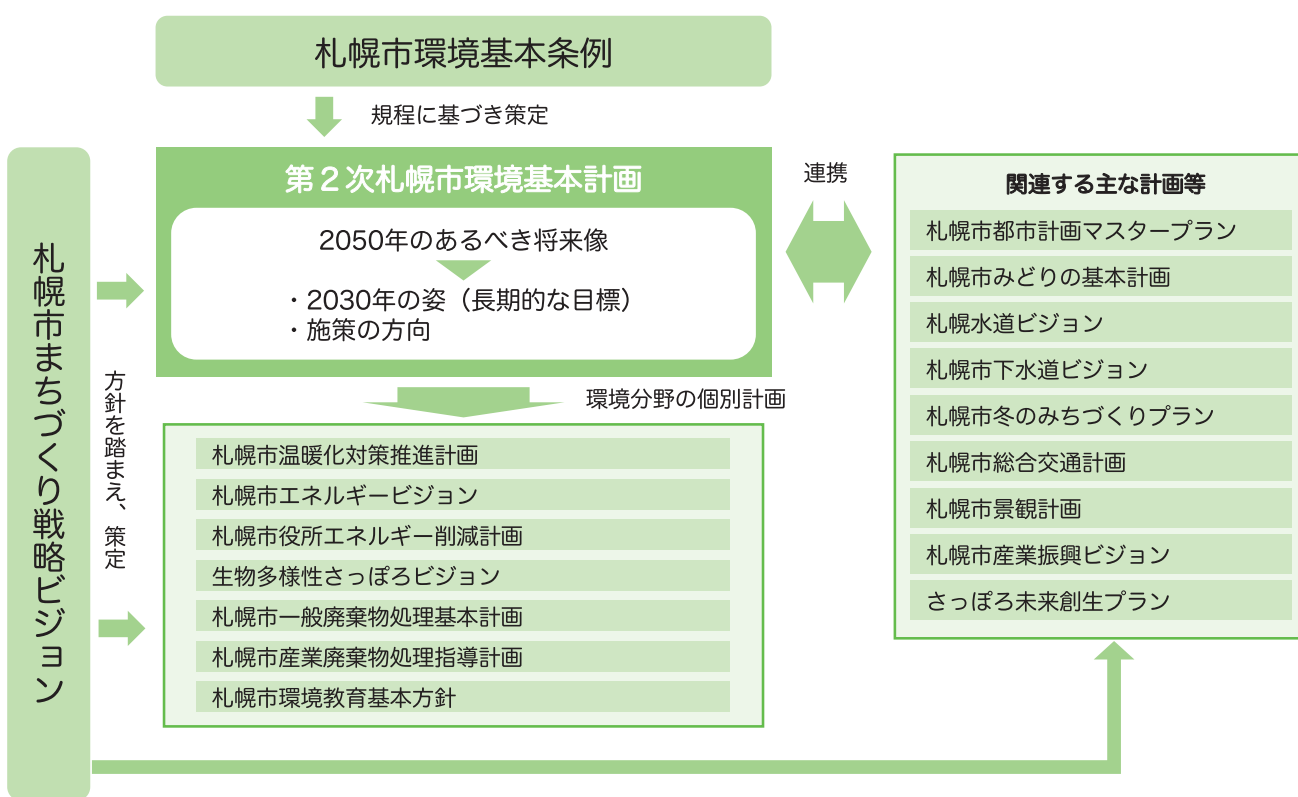


図1 計画の体系図と関連する主な計画等

## 5. 本計画の全体像

本計画は全5章で構成されています。各章で記載されている主な内容は以下のとおりとなります。記載内容については、各章をご覧ください<sup>2</sup>。

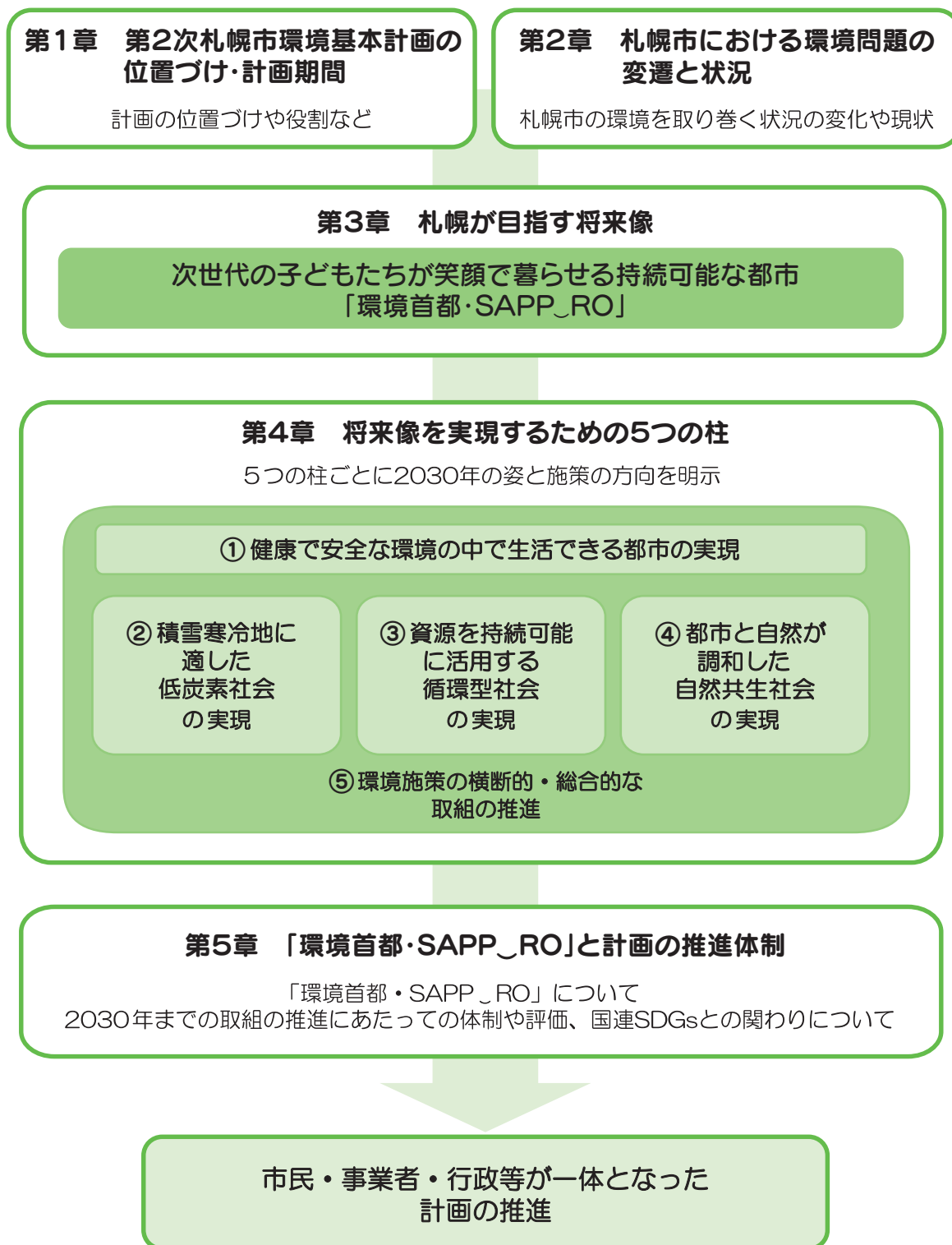


図2 本計画の全体像

<sup>2</sup>：第3章の将来像で設定されている「SAPP\_RO（サッポロスマイル）」は、食や自然、四季折々の様々なイベントなど、多くの魅力的な資源に恵まれた「笑顔になれる街」札幌をイメージしたロゴ。